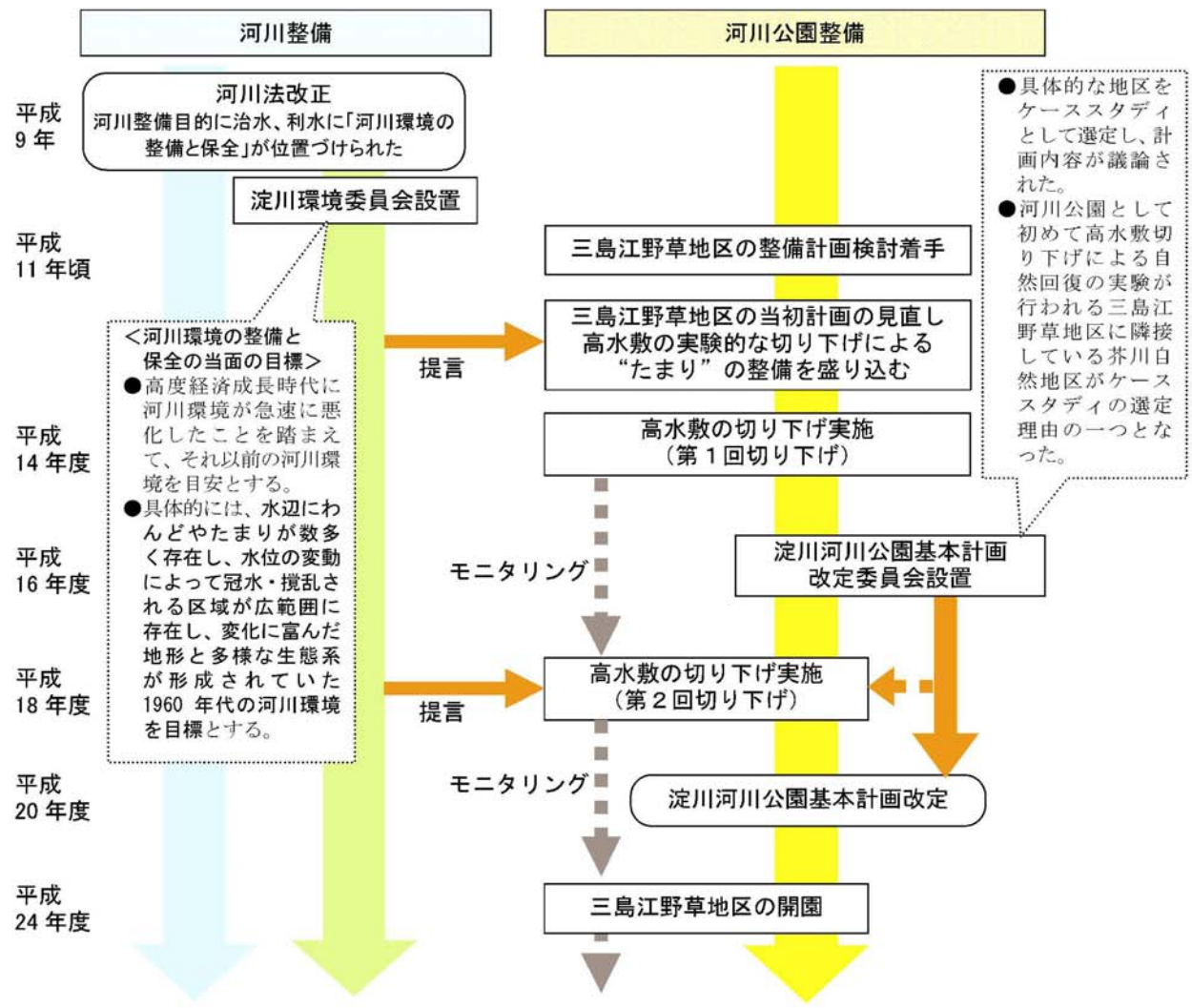


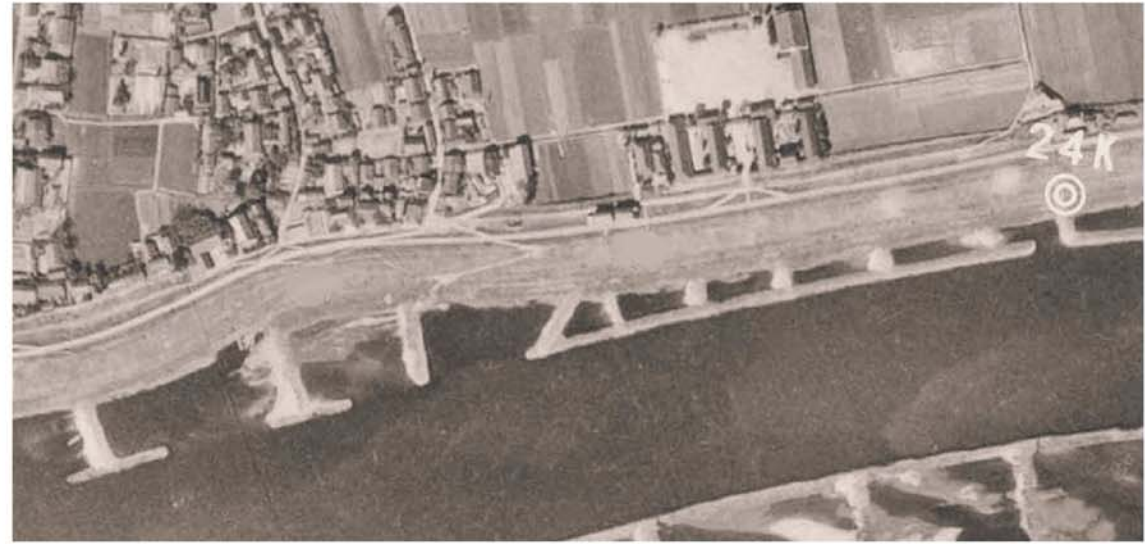
三島江地区の切り下げの取組みの経緯

- 淀川河川公園では、昭和 47 年（1972 年）の事業着手以降、順次河川公園の整備、供用が進められ、現在では 40 地区、供用面積 238.8ha が開園されている。三島江野草地区の下流側に隣接する三島江地区は、初期（昭和 49 年）に開園された公園
- 三島江野草地区の整備計画は、平成 11 年頃から検討が進められ、当初は池、島、橋などを人工的に配した従前型の公園計画であった。
- 平成 9 年の河川法改正を機に設置された淀川環境委員会では、河川環境の回復・保全の基本方針として、冠水域および攪乱域の回復が示され、淀川環境委員会のアドバイスを踏まえ、高水敷を切り下げ、“たまり”を整備する計画に変更された。
- 平成 14 年に、上記の計画に基づき、淀川河川公園で初めてとなる高水敷の切り下げ事業（第 1 回切り下げ）が実施された。
- 第 1 回切り下げ実施後のモニタリング結果を踏まえ、目標とした冠水頻度を達成するために、平成 18 年に第 2 回切り下げが実施された。

■高水敷切り下げ事業導入の背景



② 三島江野草地区の変遷



昭和23年(1948)



昭和53年(1978)



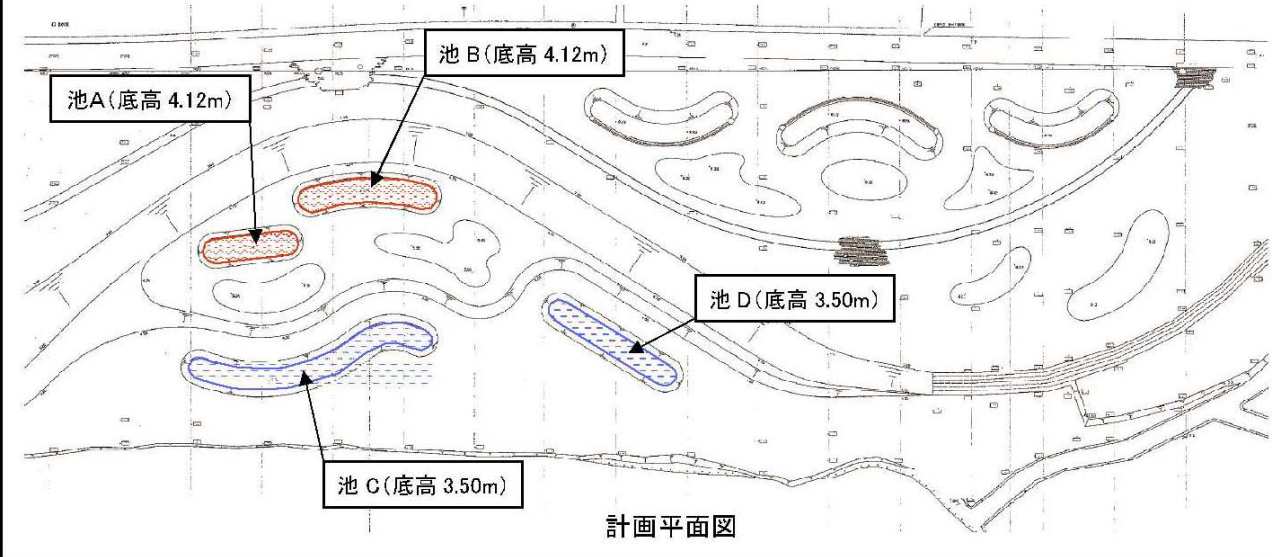
平成21年(2009)

(3) 三島江野草地区の高水敷切り下げ事業の内容

① 第1回切り下げの実施

■ 整備内容

- 平成11年度(1999)より淀川環境委員会の意見も入れながら計画・設計を進め、出水時に冠水し、かつ表面が攪乱・更新される自然環境を目指して平成14年度(2002)に高水敷の一部を実験的に切り下げた。
- 具体的には高水敷を川に向けて切り下げ、4箇所の池を設けた。池A、Bの底高は4.12m(22日程度冠水)、池C、Dの底高は3.50m(95日程度冠水)、池の深さは50cmに設定。



■ 第1回切り下げの課題

- 土砂の堆積等により、池の底高が当初計画よりも約50cm高くなり、池の形状が保てなくなっている。
- 当初は池への水の供給は出水と雨水からと考え、一度供給された水は一定期間確保される計画としていたが、調査では冠水後10日程度しか維持されておらず、想定したとおりの冠水が発生していない。

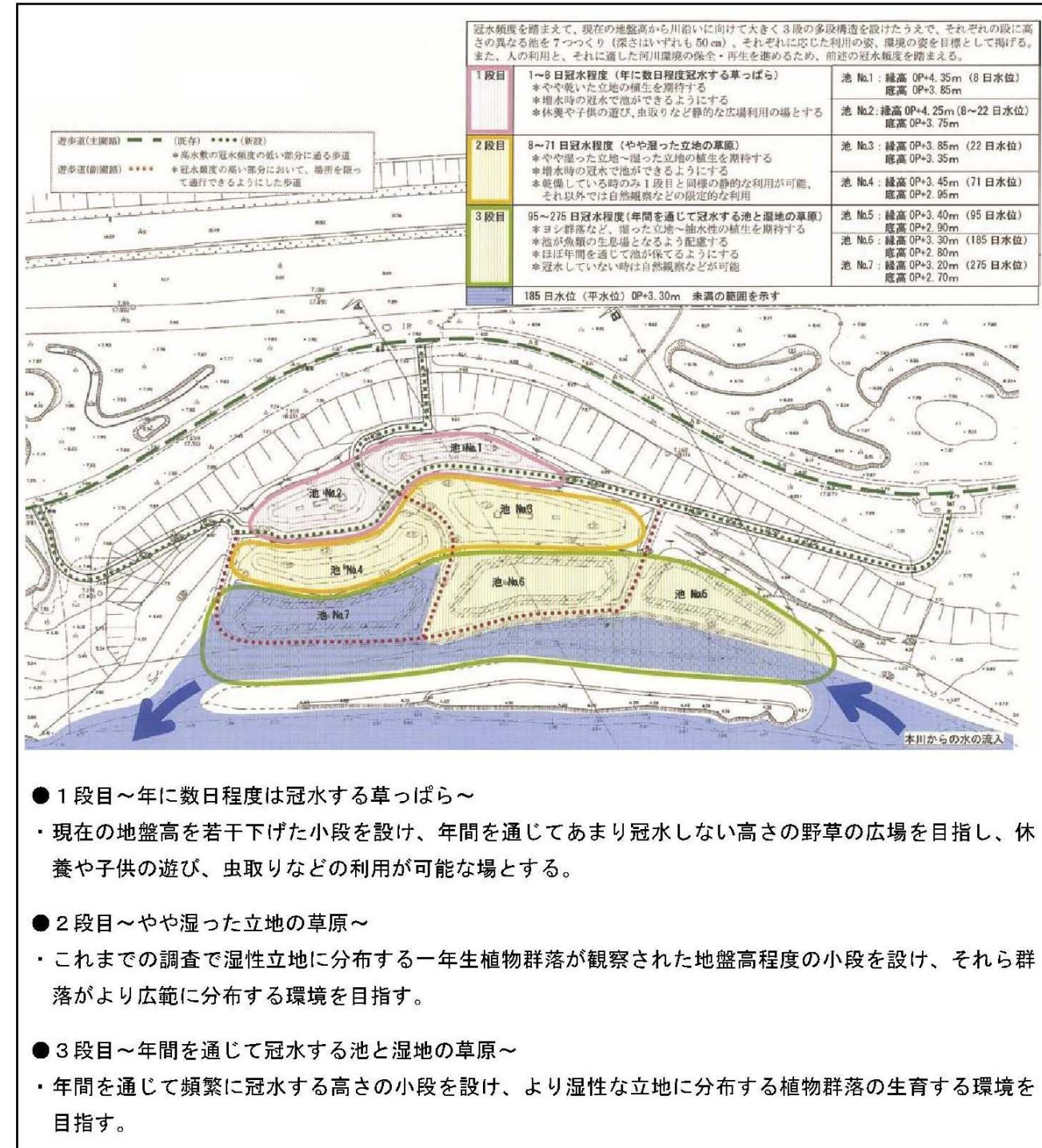
② 第2回切り下げの実施

■ 整備内容

- 第1回切り下げにより整備した池において、出水と雨水による冠水が想定した頻度では発生していないことが確認された。このため、主に出水(河川の水位変動)による冠水の確保を考えると、三島江野草地区の指標水位を以下のように設定

8日水位	OP 4.34m	185日水位	3.30m
22日水位	3.85m	275日水位	3.20m
71日水位	3.45m	355日水位	3.01m
95日水位	3.40m	年平均	3.36m

- 切り下げ地を川沿いに向けて大きく3段に切り直すかたちで多段構造とし、それぞれの段に底高の異なる複数の池(窪地)をつくることにより、冠水頻度の低い高水敷から水際まで緩やかに変化する地形の中に、本川の水が引いた後もしばらくは水が残る池を整備



- 1段目~年に数日程度は冠水する草っぱら~
 - ・現在の地盤高を若干下げた小段を設け、年間を通じてあまり冠水しない高さの野草の広場を目指し、休養や子供の遊び、虫取りなどの利用が可能な場とする。
- 2段目~やや湿った立地の草原~
 - ・これまでの調査で湿性立地に分布する一年生植物群落を観察された地盤高程度の小段を設け、それら群落がより広範に分布する環境を目指す。
- 3段目~年間を通じて冠水する池と湿地の草原~
 - ・年間を通じて頻繁に冠水する高さの小段を設け、より湿性な立地に分布する植物群落の生育する環境を目指す。

■ 第2回切り下げの課題

- 冠水頻度が想定よりやや低く、攪乱・更新される自然環境は十分には達成されていない。
- 植生は粗放的な管理とされ、在来種が少なくなり外来種が多くなるなど、淀川の水辺らしい植物群落の形成の面からは質が悪くなっている。
- 水位測定や植物調査は継続的に実施されているが、モニタリング結果を管理手法にフィードバックするという順応的管理は行われていない。

(以上の出典: 淀川河川事務所資料)

高水敷切り下げ区域の管理方針

(1) 植生管理方針

- 目標：「ヨシ原を中心とした淀川に本来見られる多様な河川植生を再生する。」
- 原則として「川に任せる」こととし、冠水・攪乱の影響を頻繁に受ける地形形状を整え、淀川にふさわしい植生の出現を期待
- 望ましい利用が困難になるほど植物が繁茂する場合は年1~2回程度の草刈りを実施
- 特定外来種の侵入などが認められる場合は、駆除を行うなど最低限の管理を実施

(2) 利用イメージ

- Ⅱエリア やや湿った立地の草原：利用には許可が必要です
- ・時々水につかる、やや湿った場所です。
 - ・湿性立地に分布する一年生植物群落が発達する環境を目指します。
 - ・許可が必要ですが、水につかっているときは、ガイド等と一緒に自然観察等の利用ができます。
 - ・草刈りは管理用園路沿いのみとします。
 - ・夜間や川の水が増水した場合は、利用できません。



自然観察会の様子（Ⅱエリア）



虫取りの様子（Ⅰ・Ⅱエリア）

- Ⅰエリア 乾燥した草原：自由に利用できます

- ・年に数日程度水につかる草っぱらです。
- ・年間を通じて、あまり冠水しない高さの野草の広場なので、休養や散策、虫取りなど子供の遊びが出来ます。
- ・園路沿いに草を刈った小広場を設置し、観察会などで少人数の団体が滞在・説明などを行います。
- ・植生管理については、原則として川に任せます。
- ・利用できないくらい繁茂した場合は、適宜草刈りなどを行います。

- Ⅲエリア 池と湿地の草原：原則立入り禁止とします

- ・年間を通じて水につかる湿地です。
- ・より湿性な立地に分布する植物群落の生育する環境を目指します。
- ・池は、ほぼ年間を通じて水が溜まった状態となるため、池が魚介類等水生生物の生息場となるように整備を行います。
- ・学術調査や河川管理等必要時以外は、原則立入り禁止とします。

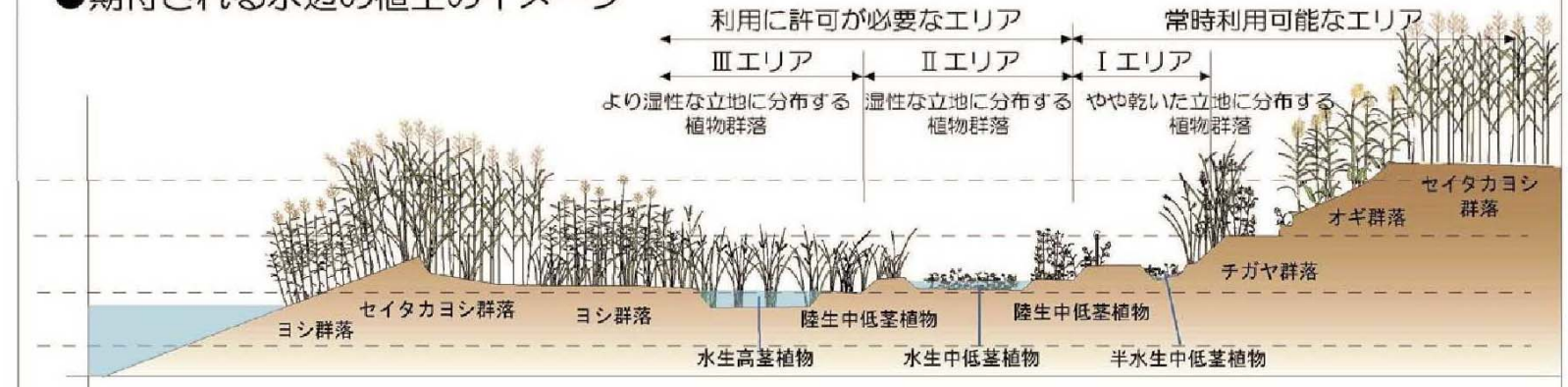
- 0 10 25 50
- ・Ⅰ・Ⅱエリア：常時利用可能
 - ・Ⅲエリア：利用には許可が必要

●三島江野草地区の代表的な水辺の生物

- ・平成14年度(2002)に切り下げを実施してから、継続的に生物調査を行っています。
- ・湿性植物群落の増加や一部の貴重種の生育生息も見られます。

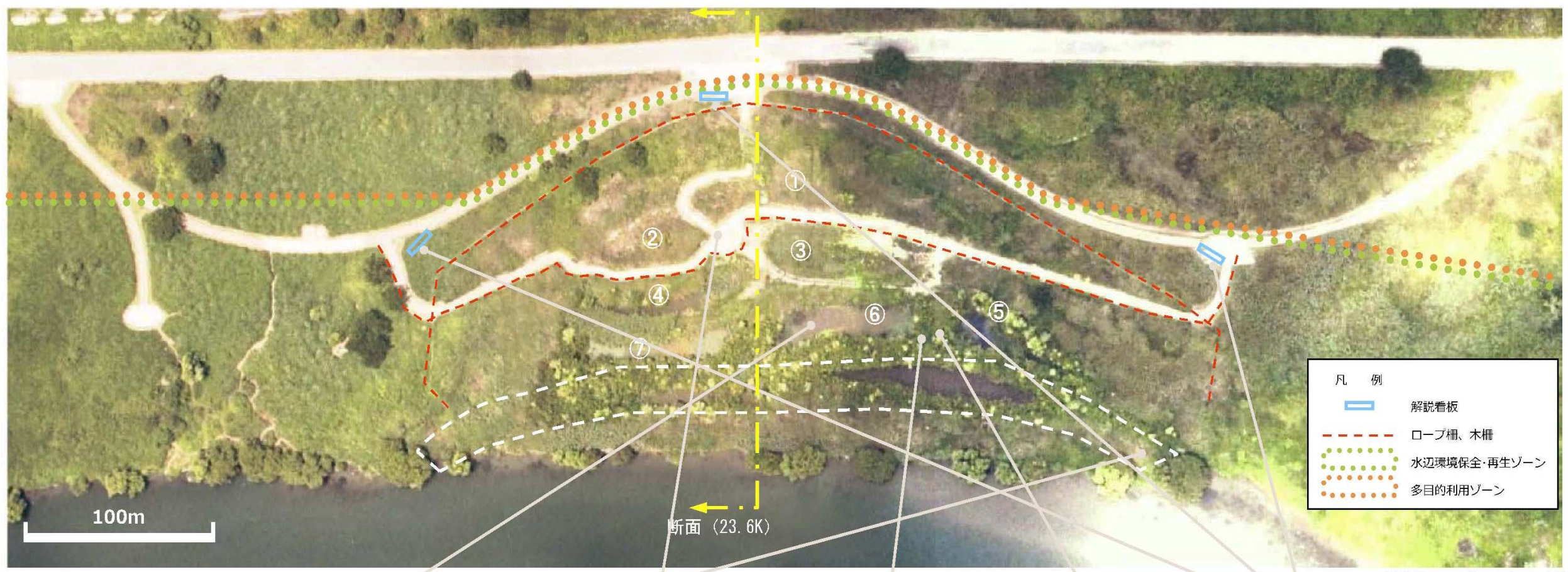


●期待される水辺の植生のイメージ



(以上の出典：淀川河川事務所資料)

三島江野草地区切り下げ区域とその周辺の現状と課題



(撮影：平成25年7月)

現状	池（2、3段目の③～⑦）の冠水頻度が計画よりも少ない	水路の閉塞	課題	利用手続きが分かりづらい	植生管理の基準が未確定	運営管理への地域住民の参加が少ない	三島江野草地区の存在意義についての情報発信の不足

1. 立地条件
 【位置】高槻市三島江地先（23.4k～23.9k）
 【アクセス】高槻市営バス西面口 徒歩17分
 高槻市営バス三島江 徒歩10分
 阪急バス三島江 徒歩17分
 【後背地の条件】
 市街化調整区域

2. 植生の状況
 ・既に湛水している池には浮葉植物のアゾラが、その他の水域はチクゴスズメノヒエ群落が繁茂している。池の縁では高茎のヒメガマ群落、ヨシ群落、カンガレイ群落が成立。
 ・陸域はヨシ群落、セイタカヨシ群落等の高茎草本群落。
 ・本川との境界部のマウンド上ではエノキやセンダンの他、ウルシ類等の樹林植生ステージ初期の植生。

